

事業評価書 (事前・事後)

平成 18 年 8 月

評価対象 (事業名)	病原体等管理体制整備事業	
担当部局・課	主管部局・課	健康局結核感染症課
	関係部局・課	

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	1	安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	5	感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染症等に必要な医療等を確保すること
	I	結核等感染症の発生・まん延の防止を図ること

(2) 事業の概要

事業内容 (新規)・一部新規)				
<p>平成 16 年 12 月に国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部 (本部長：内閣官房長官) にて策定された「テロの未然防止に関する行動計画」に基づき、生物テロによる感染症の発生・まん延を未然に防止するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案を第 164 回通常国会に提出し、継続審議となったところである。</p> <p>この行動計画等に伴い、特定病原体等の所持者・輸入者からの許可申請書から認可までの審査過程において、認可発行状況の管理、立入検査等の監督業務の支援、蓄積された情報の統計分析などを可能とする「病原体等管理システム」の整備を図るものである。</p> <p>病原体等管理システム：特定病原体等を所持・輸入しようとする者が、インターネット上で申請書・届出書をダウンロードし、申請・届け出内容を入力したファイルを厚生労働省へ提出することができ、かつ、これを受け取った厚生労働省において、届出書データ、許可申請書データの格納を可能とするシステム</p>				
予算概算要求額				(単位：百万円)
H15	H16	H17	H18	H19
—	—	—	—	318

(3) 問題分析

①現状分析

「テロの未然防止に関する行動計画」において、病原性微生物等に関する適正な管理体制の確立を図り、テロリストがこれらの病原性微生物等を入手することを阻止し、生物テロによる感染症の発生・まん延を未然に防止することが求められている。

②問題点

病原体等の管理について、現状では各所持施設等の自主的な管理体制に委ねられている。

③問題分析

病原体等の管理が不適切であった場合、病原体等の盗難による生物テロや、事故による病原体等の漏出等に伴う感染症の発生・まん延のおそれがある。

④事業の必要性

万一の事故・災害発生時における迅速な初動体制の確立を可能とするためには、病原体等保管施設のデータを即座に検索、解析することが必要となる。病原体等管理システムの導入により、届出・許可申請等の状況に係るデータベースを構築し、病原体等の保管場所等を的確に把握することが必要であり、これにより、原因不明の感染症発生時等においては、病原体等の保管状況、移動履歴、事故記録等の検索機能を活用し、自然感染以外の経路における感染原因等の究明を行うことができる。

(4) 事業の目標

政策効果が発現する時期		病原体等管理システムが構築され、適切な病原体等管理体制が確立されることにより政策効果が発現し、届出等の情報をデータベースに反映させることによりその効果が維持される。 なお、システムの運用開始時期については平成19年7月を予定しており、法施行後の届出情報を順次データベース化することとしている。				
アウトプット指標	H19	H20	H21	H22	H23	目標値/基準値
病原体データベースのデータ登録件数						
(説明) 制度施行後の届出・許可申請のデータベース化によるデータ件数の増加により、病原体所持の実態把握がよりの確になされるものと思料される。		(モニタリングの方法) データベースのカウント機能による。				
参考指標 (過去数年度の推移を含む)		H13	H14	H15	H16	H17
(説明)		(モニタリングの方法)				

2. 評価

(1) 必要性

行政関与の必要性の有無（主に官民の役割分担の観点から）	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> その他
<p>（理由）</p> <p>病原体等の保有状況の詳細については、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を来すおそれがあるほか、国家の安全を害するおそれがあり、本事業において扱う情報においても、二種病原体等を保管する施設の所在地等、国民の健康に重大な影響を及ぼすおそれのある機密情報が含まれることから、行政による高度な守秘義務下での管理が必要である。</p>	
国で行う必要性の有無（主に国と地方の役割分担の観点から）	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> その他
<p>（理由）</p> <p>病原体等の保有状況の詳細については、国民の健康に重大な影響を及ぼすおそれのある機密情報が含まれることから、情報は一元的に管理されていることが望ましく、国による管理が適当である。</p> <p>（改正感染症法に基づき、病原体等の所持等の規制は厚生労働大臣が行うこととされている。）</p>	
民営化や外部委託の可否	可 <input checked="" type="radio"/> 否
<p>（理由）</p> <p>病原体等の保有状況の詳細については、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を来すおそれがあるほか、国家の安全を害するおそれがあり、本事業において扱う情報においても、二種病原体等を保管する施設の所在地等、国民の健康に重大な影響を及ぼすおそれのある機密情報が含まれることから、民営化や外部委託には馴染まない。</p>	
緊要性の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
<p>（理由）</p> <p>平成16年12月に国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部（本部長：内閣官房長官）にて策定された「テロの未然防止に関する行動計画」において、病原性微生物等に関する適正な管理体制の確立を図り、テロリストがこれらの病原性微生物等を入手することを阻止し、生物テロによる感染症の発生・まん延を未然に防止することが求められており、改正感染症法施行後の速やかなシステム構築が不可欠である。</p>	

(2) 有効性

政策効果が発現する経路
病原体等管理システム構築 → 病原体等所持・輸入の許可申請・届出のデータベース化 → 全ての病原体等所持施設のデータベース化完了 → 病原体等の保管場所等の的確な把握、原因不明の感染症発生時等における病原体等の保管状況、移動履歴、事故記録等の検索 → 病原体等による感染症の発生・まん延防止
これまで達成された効果、今後見込まれる効果
本事業を通じて病原体等の管理体制が整備されることにより、生物テロによる感染症の発生・まん延防止が見込まれる。
政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項

なし。

(3) 効率性

手段の適正性	
<p>病原体等の所持等を規制し、その適正な管理体制の確立を図るために、病原体等所持施設等の情報を把握、管理することは必要不可欠である。厚生労働大臣はこの情報を元に報告徴収、立入検査、改善命令等の監督業務を行うこととなる。</p> <p>また、随時更新されるデータを厚生労働省及び各地方厚生局において共有し、必要に応じてアクセスするためには、電子媒体をオンラインにより共有するという手段が最適である。</p> <p>以上の理由により、病原体等管理システムの構築等の手段は適正であると考えられる。</p>	
費用と効果の関係に関する評価	
<p>本システムは、生物テロに使用されるおそれのある病原体等の管理を目的としており、届出・許可業務の迅速・正確な処理機能とともにデータの漏洩、盗難を防止するために高度なセキュリティ対策が要求される。</p> <p>仮に、厚生労働本省と地方厚生局とを結ぶオンラインシステムを導入しなければ、紙媒体、電話、FAX等で情報伝達することとなり、情報の入出力における迅速性を実現することは困難である。さらに、データベース化をしなければ、受理した情報は、紙媒体として保管・管理されるため、必要な情報の検索には相当の時間を要することとなる。このため、厚生労働本省と地方厚生局とをオンライン化することに伴う回線使用料等は、迅速性を確保するために必要不可欠なコストと言える。</p> <p>次に、厚生労働本省と地方厚生局とを専用回線で接続しなければ、内容の覗き見、解読の危険性やスパイウェアやウイルスによる情報漏洩の危険性がある。よって、回線使用料は増額するが、回線を専用回線とすることは安全性を確保するために必要不可欠なコストとすることができる。</p> <p>以上の理由により、病原体等に関する情報を迅速・安全に処理するためには、厚生労働本省と地方厚生局とを専用回線で接続した病原体等管理システムを構築することが必要不可欠であり、費用対効果の関係において最も適切であると言える。</p>	
他の類似事業（他省庁分を含む）がある場合の重複の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
(有の場合の整理の考え方)	

(4) その他

なし。

(5) 反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成19年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

なし。

③総務省による行政評価・監視等の状況

なし。

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

なし。

⑤会計検査院による指摘

なし。